

令和6(2024)年8月28日

栃木県環境審議会  
会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会自然環境部会  
部会長 江連 比出市

「鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」に対する意見について（報告）

このことについて、下記のとおり自然環境部会を開催し、慎重に審議した結果、別添のとおり答申しましたので報告します。

記

- 1 開催日時  
令和6(2024)年8月28日（水） 午前10時から午前10時30分まで
- 2 開催場所  
オンライン（事務局会場：栃木県庁昭和館多目的室2）
- 3 出席者
  - (1) 部会長 江連比出市
  - (2) 委員 内田裕之、加賀豊仁、金谷淳美、根本義夫、渡邊修一
  - (3) 専門委員 逢沢峰昭、石川晴朗、桑名満、清水淳子、永田純子

令和6(2024)年8月28日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県環境審議会  
会長 山田 洋一

答申書

令和6(2024)年8月28日付け自環第327号で諮問を受けた下記事項について、当審議会において慎重に審議した結果、適切であると答申します。

記

- 1 鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

以上

自環第 327 号  
栃木県環境審議会

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定することについて、同条第 4 項の規定において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により諮問します。

令和 6（2024）年 7 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり指定する。

### 1 指定する区域

袈裟丸山鳥獣保護区特別保護地区

### 2 指定する面積

204ha

### 3 指定する期間

令和 6 (2024) 年 11 月 1 日から令和 16 (2034) 年 10 月 31 日まで (10 年間)

### 4 指定する理由

袈裟丸山鳥獣保護区特別保護地区は、昭和 59 年に指定が行われ、以降、指定期間が満了するごとに再指定を行ってきた。

現在の指定期間は、令和 6 (2024) 年 10 月 31 日をもって満了するが、当該地区は指定したときと同様に鳥獣の生息に適した環境を有しており、引き続き鳥獣の保護及び生息地の保護を図る必要があると認められることから、再指定を行うものである。

## 鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり指定する。

### 1 指定する区域

けさまるやま  
袈裟丸山鳥獣保護区特別保護地区

### 2 指定する面積

204ha

### 3 指定する期間

令和 6 (2024) 年 11 月 1 日から令和 16 (2034) 年 10 月 31 日まで (10 年間)

### 4 指定する理由

袈裟丸山鳥獣保護区特別保護地区は、昭和 59 (1984) 年に指定が行われ、以降、指定期間が満了するごとに再指定を行ってきた。

現在の指定期間は、令和 6 (2024) 年 10 月 31 日をもって満了するが、当該地区は指定したときと同様に鳥獣の生息に適した環境を有しており、引き続き鳥獣の保護及び生息地の保護を図る必要があると認められることから、再指定を行うものである。

### 5 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項 (資料 5 - 2)







栃木県内鳥獣保護区一覧

令和5(2023)年11月1日現在

番号	区分	鳥獣保護区の名称	管理者	所在地	面積 (ha)	指定期間		うち特別保護地区	
						始期	終期	箇所数	面積 (ha)
8	(森)	千本松	栃木県	那須塩原市	836	H26.11.1	R6.10.31	1	204
47	(身)	上粕尾小学校	栃木県	鹿沼市	18	H26.11.1	R6.10.31		
60	(森)	袈裟丸山	栃木県	日光市	204	H26.11.1	R6.10.31		
86	(森)	那須街道	栃木県	那須町	138	H26.11.1	R6.10.31		
87	(身)	木幡	栃木県	矢板市	2	H26.11.1	R6.10.31		
88	(身)	勝山城跡公園	栃木県	さくら市	13	H26.11.1	R6.10.31		
120	(集)	渡良瀬遊水地	国	小山市・栃木市・野木町	2,702	H24.6.1	R13.10.31	1	120
36	(森)	大沢	栃木県	日光市	1,850	H27.11.1	R7.10.31		
37	(森)	芦野・伊王野	栃木県	那須町	325	H27.11.1	R7.10.31		
38	(身)	薬利	栃木県	那珂川町	8	H27.11.1	R7.10.31		
48	(身)	両崖山	栃木県	足利市	150	H27.11.1	R7.10.31		
49	(身)	八幡山	栃木県	宇都宮市	57	H27.11.1	R7.10.31		
89	(身)	那須神社	栃木県	大田原市	33	H27.11.1	R7.10.31		
90	(身)	戸田調整池	栃木県	那須塩原市	28	H27.11.1	R7.10.31		
91	(身)	喜連川	栃木県	さくら市	31	H27.11.1	R7.10.31		
92	(身)	那珂川国民休養地	栃木県	那須烏山市	30	H27.11.1	R7.10.31		
93	(身)	出流山	栃木県	栃木市	356	H27.11.1	R7.10.31		
50	(身)	御殿山	栃木県	鹿沼市	12	H28.11.1	R8.10.31		
51	(身)	城山	栃木県	佐野市	4	H28.11.1	R8.10.31		
52	(身)	錦着山	栃木県	栃木市	3	H28.11.1	R8.10.31		
94	(身)	白沢小学校	栃木県	宇都宮市	2	H28.11.1	R8.10.31		
95	(身)	寺山観音寺	栃木県	矢板市	3	H28.11.1	R8.10.31		
118	(身)	琴平山	栃木県	市貝町	27	H28.11.1	R8.10.31		
12	(森)	烏山	栃木県	那須烏山市	1,173	H29.11.1	R9.10.31		
13	(森)	太平・晃石	栃木県	栃木市	2,180	H29.11.1	R9.10.31		
14	(森)	高館山	栃木県	益子町	29	H29.11.1	R9.10.31		
17	(森)	雲巖寺	栃木県	大田原市	258	H29.11.1	R9.10.31		
61	(森)	湯西川	栃木県	日光市	589	H29.11.1	R9.10.31		
62	(希)	佐貫観音	栃木県	塩谷町	20	H29.11.1	R9.10.31		
63	(身)	赤田	栃木県	那須塩原市	111	H29.11.1	R9.10.31		
64	(身)	梓の森	栃木県	栃木市	61	H29.11.1	R9.10.31		
96	(身)	石井鬼怒川	栃木県	宇都宮市	203	H29.11.1	R9.10.31		
97	(身)	上殿	栃木県	鹿沼市	24	H29.11.1	R9.10.31		
98	(森)	千振湖	栃木県	那須町	257	H29.11.1	R9.10.31		
19	(森)	高原山	栃木県	矢板市	852	H30.11.1	R10.10.31		
20	(森)	井頭公園	栃木県	宇都宮市・真岡市・芳賀町	392	H30.11.1	R10.10.31		
39	(身)	瑞穂野中学校	栃木県	宇都宮市	4	H30.11.1	R10.10.31		
59	(森)	大佐飛山	栃木県	那須塩原市	2,323	H30.11.1	R10.10.31		
65	(森)	鷺子山	栃木県	那珂川町	25	H30.11.1	R10.10.31		
66	(身)	壬生・石橋	栃木県	壬生町・下野市	484	H30.11.1	R10.10.31		
99	(身)	鬼怒自然公園	栃木県	上三川町・真岡市	272	H30.11.1	R10.10.31		
100	(身)	茂呂山	栃木県	鹿沼市	60	H30.11.1	R10.10.31		
101	(森)	奥鬼怒	栃木県	日光市	1,277	H30.11.1	R10.10.31		
102	(森)	塩原ダム	栃木県	那須塩原市	430	H30.11.1	R10.10.31		
103	(身)	船生西小学校	栃木県	塩谷町	2	H30.11.1	R10.10.31		
104	(身)	羽田	栃木県	大田原市	110	H30.11.1	R10.10.31		
21	(森)	三轟山	栃木県	佐野市・栃木市	410	R1.11.1	R11.10.31		
53	(森)	馬頭	栃木県	那珂川町	300	R1.11.1	R11.10.31		
69	(森)	松倉山	栃木県	那須烏山市・茂木町	15	R1.11.1	R11.10.31		
70	(身)	惣社	栃木県	栃木市	7	R1.11.1	R11.10.31		
71	(身)	岩船山	栃木県	栃木市	7	R1.11.1	R11.10.31		
72	(身)	琵琶池	栃木県	大田原市	165	R1.11.1	R11.10.31		
105	(身)	小貝中央小学校	栃木県	市貝町	60	R1.11.1	R11.10.31		
106	(身)	大平崎公園	栃木県	塩谷町	72	R1.11.1	R11.10.31		
107	(身)	乃木公園	栃木県	那須塩原市	28	R1.11.1	R11.10.31		
108	(身)	須花坂公園	栃木県	佐野市	75	R1.11.1	R11.10.31		
109	(身)	根古屋森林公園	栃木県	佐野市	40	R1.11.1	R11.10.31		
119	(希)	砂ヶ原	栃木県	真岡市	117	R1.11.1	R11.10.31		

番号	区分	鳥獣保護区の名称	管理者	所在地	面積(ha)	指定期間		うち特別保護地区	
						始期	終期	箇所数	面積(ha)
3	(森)	塩谷	栃木県	塩谷町	1,155	R2.11.1	R12.10.31		
11	(森)	小山	栃木県	小山市	1,425	R2.11.1	R12.10.31		
23	(身)	国分寺	栃木県	下野市	32	R2.11.1	R12.10.31		
24	(森)	高根沢	栃木県	高根沢町	320	R2.11.1	R12.10.31		
25	(森)	黒羽	栃木県	大田原市	345	R2.11.1	R12.10.31		
26	(森)	宇都宮	栃木県	宇都宮市	2,192	R2.11.1	R12.10.31		
40	(身)	栗山小中学校	栃木県	日光市	12	R2.11.1	R12.10.31		
54	(身)	粟野	栃木県	鹿沼市	60	R2.11.1	R12.10.31		
73	(身)	飯岡	栃木県	塩谷町	21	R2.11.1	R12.10.31		
110	(身)	根本山	栃木県	真岡市・益子町	216	R2.11.1	R12.10.31		
111	(身)	小百小学校	栃木県	日光市	28	R2.11.1	R12.10.31		
112	(森)	六斗地	栃木県	那須塩原市・那須町	79	R2.11.1	R12.10.31		
22	(森)	行道山	栃木県	足利市	1,820	R3.11.1	R13.10.31	1	15
27	(森)	宇都宮水道山	栃木県	宇都宮市	1,050	R3.11.1	R13.10.31		
42	(身)	富屋小学校	栃木県	宇都宮市	5	R3.11.1	R13.10.31		
43	(身)	大内東小学校	栃木県	真岡市	9	R3.11.1	R13.10.31		
44	(身)	さくら南小学校	栃木県	さくら市	4	R3.11.1	R13.10.31		
55	(身)	烏ヶ森	栃木県	那須塩原市	186	R3.11.1	R13.10.31		
58	(森)	八溝県民休養公園	栃木県	那須烏山市・さくら市	915	R3.11.1	R13.10.31		
74	(身)	栃木市大柵コミュニティセンター	栃木県	栃木市	2	R3.11.1	R13.10.31		
75	(身)	龍城公園	栃木県	大田原市	11	R3.11.1	R13.10.31		
113	(身)	宇都宮市農林公園	栃木県	宇都宮市	46	R3.11.1	R13.10.31		
114	(身)	平成こどもの森	栃木県	宇都宮市	22	R3.11.1	R13.10.31		
115	(身)	医王寺	栃木県	鹿沼市	9	R3.11.1	R13.10.31		
116	(身)	江川小学校	栃木県	那須烏山市	135	R3.11.1	R13.10.31		
4	(森)	五十里	栃木県	日光市	946	R4.11.1	R14.10.31		
5	(森)	塩原	栃木県	那須塩原市・日光市	854	R4.11.1	R14.10.31	1	147
7	(森)	唐沢山	栃木県	佐野市・栃木市	2,015	R4.11.1	R14.10.31	1	171
28	(森)	八溝	栃木県	那須町・大田原市	1,088	R4.11.1	R14.10.31		
29	(森)	尾出山	栃木県	鹿沼市	37	R4.11.1	R14.10.31		
30	(森)	矢ノ目ダム	栃木県	那須町	459	R4.11.1	R14.10.31		
67	(希)	箒川	栃木県	矢板市・大田原市	78	R4.11.1	R14.10.31		
76	(身)	弁天沼	栃木県	日光市	2	R4.11.1	R14.10.31		
77	(身)	川崎城跡公園	栃木県	矢板市	11	R4.11.1	R14.10.31		
78	(身)	鷲城	栃木県	小山市	32	R4.11.1	R14.10.31		
79	(身)	小貝小学校	栃木県	市貝町	223	R4.11.1	R14.10.31		
80	(身)	真名子小学校	栃木県	栃木市	23	R4.11.1	R14.10.31		
117	(大)	那須みやま	栃木県	那須塩原市・那須町	11,970	R4.11.1	R14.10.31	2	1,925
1	(大)	日光	栃木県	日光市	21,792	R5.11.1	R15.10.31	7	3,438
18	(森)	羽黒山	栃木県	宇都宮市	700	R5.11.1	R15.10.31		
31	(森)	鹿沼岩山	栃木県	鹿沼市	1,011	R5.11.1	R15.10.31		
32	(森)	野木	栃木県	野木町・小山市	1,510	R5.11.1	R15.10.31		
33	(森)	岩崎	栃木県	佐野市	410	R5.11.1	R15.10.31		
45	(身)	坂上小学校	栃木県	上三川町	32	R5.11.1	R15.10.31		
46	(身)	城間	栃木県	那珂川町	45	R5.11.1	R15.10.31		
56	(身)	那珂川町青少年旅行村	栃木県	那珂川町	210	R5.11.1	R15.10.31		
82	(身)	斗光ヶ丘	栃木県	塩谷町	15	R5.11.1	R15.10.31		
83	(身)	那須スポーツパーク	栃木県	大田原市	47	R5.11.1	R15.10.31		
85	(身)	芦野小学校・遊行柳	栃木県	那須町	32	R5.11.1	R15.10.31		
		合計			72,905		107	17	6,293
	集計	(森) 森林鳥獣生息地			32,194	→	39	8	930
		(大) 大規模生息地			33,762	箇所数	2	9	5,363
		(希) 希少鳥獣生息地			215		3		
		(身) 身近な鳥獣生息地			4,032		62		
		(集) 集団渡来地			2,702		1		



## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

（鳥獣保護区）

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域

二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号の区域以外の区域

2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。

3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするとき（変更にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するときに限る。次項から第六項までにおいて同じ。）は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日（都道府県知事にあつては、その定めるおおむね十四日の期間）を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指針案」という。）を公衆の縦覧に供しななければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、前項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣又は都道府県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

6 環境大臣又は都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたとき、その他鳥獣保護区の指定又は変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、環境大臣にあつては公聴会を開催するものとし、都道府県知事にあつては公聴会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。

7 鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えることができない。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。

- 8 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
- 9 第二項並びに第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第七項ただし書の規定による更新について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあっては、鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第一項の規定による指定及びその変更について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第九項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。
- 10 第十二条第四項の規定は第八項の規定により都道府県知事が行う鳥獣保護区の指定の解除について、第十五条第二項及び第三項の規定は第八項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第十項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。
- 11 鳥獣保護区の区域内の土地又は木竹に関し、所有権その他の権利を有する者は、正当な理由がない限り、環境大臣又は都道府県知事が当該土地又は木竹に鳥獣の生息及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設を設けることを拒んではならない。

(特別保護地区)

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

2 特別保護地区の存続期間は、当該特別保護地区が属する鳥獣保護区の存続期間の範囲内において環境大臣又は都道府県知事が定める期間とする。

3 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第十五

条第二項、第三項、第十三項及び第十四項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更（同条第三項から第六項までの場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。この場合において、第十二条第四項中「環境大臣に届け出なければ」とあるのは「特別保護地区の存続期間の終了後引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合又は特別保護地区の存続期間を延長する場合にあつては環境大臣に届け出、これら以外の場合にあつては環境大臣に協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

＜第4項における準用の概要＞

- ・第4条第4項 指定にあつては審議会に意見を聴くこと
- ・第12条第4項 指定にあつては環境大臣に届け出ること
- ・第15条 指定にあつては公示すること、標識を設置すること
- ・第28条 計画書を作成し、予め関係自治体の意見を聴くこと、指定しようとする旨を公告縦覧し、異議がある旨の意見があつた場合公聴会を開催すること。

5 第十二条第四項の規定は第三項の規定により都道府県知事が行う指定の解除について、第十五条第二項及び第三項の規定は第三項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第十二条第四項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第五項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

6 環境大臣は、第四項の規定により読み替えて準用する第十二条第四項の規定による協議を受けた場合（第一項の規定による指定の変更の場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張するときに限る。）は、農林水産大臣に協議しなければならない。

7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第一項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区（以下「国指定特別保護地区」という。）にあつては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区（以下「都道府県指定特別保護地区」という。）にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 三 木竹を伐採すること。

四 前三号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。

- ＜第7項第四号の「政令で定めるもの」＞（道路、広場等において行うものを除く）
- ・木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、落葉若しくは落枝を採取し、動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること（農林漁業を営むために行うものを除く。）。
  - ・火入れ又はたき火をすること。
  - ・車馬を使用すること。
  - ・動力船を使用すること（漁業又は船舶運航の事業を営むために行うものを除く。）。
  - ・犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること。
  - ・撮影、録画若しくは録音をし、又は鳥獣の営巣に影響を及ぼすおそれがある方法として環境大臣が定める方法により動植物を観察すること。
  - ・球具その他の器具を使用して、野外スポーツ又は野外レクリエーションをすること

8 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国指定特別保護地区にあっては環境大臣に、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事にそれぞれ、許可の申請をしなければならない。

9 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第七項の許可をしなければならない。

- 一 当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 二 当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。

10 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護のため必要があると認めるときは、第七項の許可に条件を付することができる。

栃木県指定袈裟丸山鳥獣保護区  
袈裟丸山特別保護地区

指定計画書

令和6年 月

栃 木 県

1 県指定鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の名称

袈裟丸山鳥獣保護区袈裟丸山特別保護地区

(2) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の区域

国有林日光森林管理署242林班り、ぬ、る1、る2、る3小班、同243林班ぬ1、ぬ2、る1、る2、わ小班の一円の区域

(3) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで（10年間）

(4) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の特別保護地区

(5) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

袈裟丸山鳥獣保護区は、日光市足尾町にある袈裟丸山東部に位置し、シラビソ、コメツガ、カラマツを中心とした針葉樹林と、ブナ、ミズナラ、サワグルミを中心とした広葉樹林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、トビ、ノスリ等の猛禽類や、獣類としてニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマなど多様な鳥獣類が生息している。また、栃木県版レッドリストに掲載されているオジロワシ、イヌワシ、クマタカ（いずれも絶滅危惧Ⅰ類）が生息しており、県内有数の猛禽類の生息地となっており、この区域内全てを特別保護地区としている。

このため、当該区域は特に保護を図る必要がある区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定による特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 県指定鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

ア 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。

イ 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。

3 県指定鳥獣保護区特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積204ha

内訳は別表1のとおり

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 県指定鳥獣保護区の位置

栃木県及び群馬県の行政界に位置し、栃木県西部の日光市足尾町内の西部に位置する山岳地域である。

イ 地形、地質等

皇海山、庚申山を含む皇海火山の一部であり、標高約1,500m～1,900mの山岳地域である。当該地域は、第四世紀火山岩類に属し、約100万年前の玄武岩質～安山岩質マグマの活動によって作られた成層火山である。

ウ 植物相の概要

植生は、シラビソ、コメツガ、カラマツを中心とした針葉樹林と、ブナ、ミズナラ、サワグルミを中心とした広葉樹林が存在している。また、シロヤシオを中心にアカヤシオ、ムラサキヤシオ、トウゴクミツバツツジ、シャクナゲ等ツツジ科の植物群落が存在している。

エ 動物相の概要

トビ、ノスリ等の猛禽類をはじめとする5目18科43種類の鳥類、ニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等6目9科11種類の獣類が生息している。

また、栃木県版レッドリストに掲載されているオジロワシ、イヌワシ、クマタカが生息しており、猛禽類の生息環境は、県内有数の地域となっている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 43種 別表2のとおり

イ 獣類 11種 別表2のとおり

(3) 当該地域の農林水産業の被害状況

ア 過去3か年の有害鳥獣捕獲許可件数(種別ごと) 0件

イ 被害作物等 特になし

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項  
当該鳥獣保護区内において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札 3本

(2) 特別保護地区用制札 1本



別表1 栃木県指定袈婆丸山鳥獣保護区特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	204 ha	0 ha	204 ha	204 ha	0 ha	204 ha	0 ha	0 ha	0 ha
林野	204 ha	ha	204 ha	204 ha	ha	204 ha	ha	ha	0 ha
農耕地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
水面	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha

◆所有者別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	204 ha	0 ha	204 ha	204 ha	0 ha	204 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
林野庁所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	204 ha	ha	204 ha	204 ha	ha	204 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
文部科学省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
国有林以外の国有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
農林水産省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
地方公共団体所有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
都道府県所有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
市町村所有地等	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
私有地等	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
公有水面	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	204 ha	0 ha	204 ha	204 ha	0 ha	204 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境の保全及び緑化に関する条例による地域	204 ha	0 ha	204 ha	204 ha	0 ha	204 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	204 ha	ha	204 ha	204 ha	ha	204 ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に( )書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

鳥類				
目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー	
カッコウ目	カッコウ科	ホトギス ○カッコウ		
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	準絶滅危惧(C)	
タカ目	タカ科	○トビ オジロワシ ハイタカ オオタカ ノスリ イヌワシ クマタカ	絶滅危惧 I 類(A) 準絶滅危惧(C) 準絶滅危惧(C) 絶滅危惧 I 類(A) 絶滅危惧 I 類(A)	
キツツキ目	キツツキ科	○コゲラ アカゲラ		
スズメ目	モズ科	モズ		
	カラス科	カケス ○ハシボソガラス ○ハシブトガラス		
	シジュウカラ科	コガラ ヤマガラ ヒガラ ○シジュウカラ		
	ツバメ科	イワツバメ		
	ヒヨドリ科	○ヒヨドリ		
	ウグイス科	ウグイス		
	エナガ科	エナガ		
	ムシクイ科	センダイムシクイ		
	メジロ科	メジロ		
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ		
	カワガラス科	カワガラス		
	ヒタキ科	ツグミ ルリビタキ ジョウビタキ キビタキ オオルリ		
	アトリ科	アトリ マヒワ ハギマシコ ベニマシコ ウソ シメ イカル		
	ホオジロ科	ホオジロ アオジ クロジ		
	5目	18科	43種	

獣類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストの категория
霊長目	オナガザル科	○ニホンザル	
齧歯目	リス科	○ニホンリス	
兔形目	ウサギ科	ニホンノウサギ	
食肉目	イヌ科	アカギツネ	
	クマ科	ツキノワグマ	
	イタチ科	ニホンテン	
		オコジョ	準絶滅危惧(C)
	ニホンイタチ	要注目	
偶蹄目	イノシシ科	○イノシシ	
	シカ科	○ニホンジカ	
	ウシ科	ニホンカモシカ	
5目	9科	11種	

※下線種は栃木県版レッドリスト掲載種

○は当該地域で一般的に見られる鳥獣



袈裟丸山特別保護地区

袈裟丸山  
鳥

袈裟丸山  
袈裟丸山  
1878

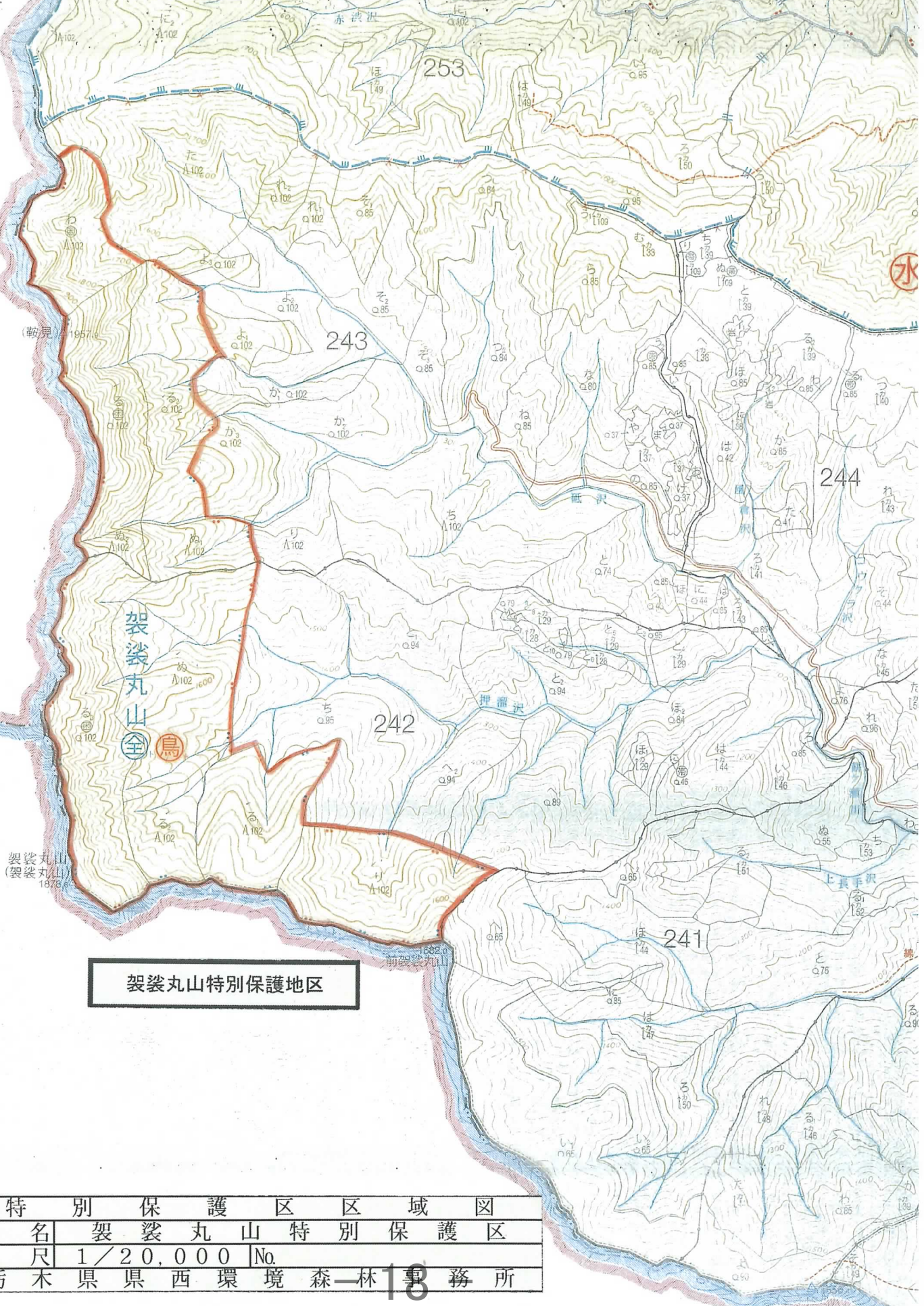
特別保護区区域図		
図名	袈裟丸山特別保護区	
縮尺	1/20,000	No.
栃木県西環境森林事務所		

36° 39'

36° 38'

36° 37'

海  
田  
市



水

253

243

244

242

241

前袈裟丸山



## 袈裟丸山鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る意見照会結果概要

1 名 称 県指定袈裟丸山鳥獣保護区特別保護地区

### 2 意見照会先賛否等

賛成	条件付賛成	反対
8人	0人	0人

### 3 意見照会先の意見概要

照 会 先	回 答 日 (令和6(2024)年)	賛 成	条件付 賛 成	反 対	意 見 の 概 要
日光市長	3月22日	○			
上都賀農業協同組合 代表理事組合長	3月5日	○			
足尾町漁業協同組合 代表理事	3月1日	○			
日光市観光協会会長	3月5日	○			
栃木県猟友会日光支部長	2月28日	○			
日本野鳥の会栃木県支部長	3月18日	○			
日光森林管理署長	2月29日	○			
環境省日光国立公園管理事務 所長	3月8日	○			

### 4 栃木県公報による公告及び縦覧

当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案を令和6年6月14日に栃木県公報により公告を行い、同日から同月28日まで栃木県環境森林部自然環境課、栃木県県西環境森林事務所において一般の縦覧に供したところ、意見書の提出はなかった。